

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	令和3年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	令和3年10月12日（火） 14時00分～14時40分
3 開催場所	富津市役所401会議室
4 審議等事項	<p>1 議題</p> <p>（1）会長の互選について</p> <p>（2）会長職務代理者の指名について</p> <p>2 会議録署名委員の指名について</p> <p>3 報告</p> <p>（1）令和2年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について</p> <p>（2）富津市個人情報保護条例の一部改正等について</p> <p>4 その他</p>
5 出席者名	<p>〔会長職務代理者〕小川雅義</p> <p>〔委員〕渡邊秀孝、藤平則夫、武藤桂一、高橋純子</p> <p>〔市長〕高橋恭市</p> <p>〔事務局〕中山総務部長、高梨総務課長 萱野係長、渡邊主任主事、榎本主任主事</p>
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	（理由）
8 傍聴人数	2人（定員5人）
9 所管課	<p>総務部総務課行政係</p> <p>電話 0439（80）1209</p>

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
高梨課長	<p>それでは、只今から「富津市情報公開・個人情報保護審査会」を開会します。</p> <p>まず、本日の出席委員は5名であり、委員の半数以上が出席しており、富津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定による定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議においては、不開示情報は含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条及び富津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知をしております。</p> <p>また、会議録を作成するため、会議を録音させていただきますことを御了承ください。</p> <p>なお、現在傍聴人は2名でございます。</p> <p>次に、高橋市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審査会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中、本審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、当市の情報公開及び個人情報保護制度の運営に関し、格別の御高配を賜り、心より感謝申し上げますとともに、本審査会委員の任期満了に際し、就任について快く御承諾いただきましたことを、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法が、令和5年春に施行されることとなりました。当市におきましても、個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることを踏まえ、個人情報保護条例を含めた関係条例等の改廃について、現在、検討をしているところでございます。</p> <p>さて、本日は議題として、会長の互選及び会長職務代理者の指名についての2件でございます。</p> <p>また、報告として、令和2年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況及び個人情報保護条例の一部改正等について、後ほど事務局</p>

<p>高梨課長</p>	<p>から説明いたしますので、お聞き取りくださいますようお願いいたします。</p> <p>おわりに、委員の皆様方におかれましては、当市の情報公開及び個人情報保護制度の円滑な運営のため、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>当審査会は、審査会規則第2条第1項の規定により会長が議長となり、進行することになっておりますが、会長が辞職されておりますので、職務代理者である小川委員に議事の進行をお願い致します。小川委員は、会長職務代理者席に移動願います。</p>
<p>小川会長職務代理者</p>	<p>それではこれより議事進行を務めさせていただきますので御協力よろしくお願ひします。</p> <p>議題(1)の「会長の互選について」ですが、令和3年10月15日から令和5年10月14日までの任期中における会長を互選するわけですが、本日お配りした富津市情報公開・個人情報保護審査会条例及び規則の抜粋資料をご覧ください。</p> <p>審査会条例第6条第1項の規定により会長は委員の互選により定めることとなっておりますので、自己推薦又は委員の皆様から推薦をお願いします。</p> <p>どなたか、会長をお引き受けいただける方はいらっしゃいませんか。</p> <p>(藤平委員が小川委員を推薦する旨の発言あり)</p>
<p>小川会長職務代理者</p>	<p>只今、藤平委員から私を推薦する旨の発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
<p>小川会長職務代理者</p>	<p>異議なしとの皆様のお言葉を頂きましたので、私が会長を務めさせて頂きますのでよろしくお願ひ致します。</p>
<p>小川会長職務代理者</p>	<p>続きまして、議題(2)会長職務代理者の指名ですが、審査会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、私</p>

	<p>から指名させていただきます。</p> <p>会長職務代理者に、渡邊委員を指名いたします。渡邊委員よろしいでしょうか。</p> <p>(渡邊委員了承の旨の発言あり。)</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>ありがとうございます。渡邊委員の了承が得られましたので、渡邊委員を会長職務代理者に決定いたします。よろしくお祈いします。</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>次に、4の会議録署名委員の指名についてですが、審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっていますので、会議録署名委員に高橋委員を指名いたします。高橋委員よろしいでしょうか。</p> <p>(高橋委員了承の旨の発言あり。)</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>よろしくお祈いいたします。</p> <p>事務局で会議録を作成しますので、確認の上、署名をお祈いいたします。</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>それでは、次に5の報告に入ります。</p> <p>(1) 令和2年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>萱野係長</p>	<p>(令和2年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について報告用資料により説明)</p> <p>【説明の要旨】</p> <p>(情報公開制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の行政文書の開示請求件数は22件（うち全部開示8件、部分開示10件、存否応答拒否1件、不存在3件） <p>※22件の詳細の内訳は、報告用資料2頁から4頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存否応答拒否を行った1件の詳細を説明 ・会議総数が152件、そのうち公開した会議が39件、うち傍聴人のあった会議が4件、傍聴人の延べ人数が20人、非公開の会議が101件、新型コロナウイルス感染症防止対策のため書面開催した会議が12件 ・審査請求については0件

	<p>(個人情報保護制度の運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の個人情報の開示請求件数は1件（全部開示） <p>※1件の詳細は、報告用資料6頁に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況は、令和2年度当初が400件で、新規が16件、変更が18件、廃止が5件、令和2年度末が411件 <p>※411件の詳細の内訳は、8頁から13頁までに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規で届出があった主な例として、ファミリーサポートセンター事業に関する事務、骨髄移植におけるドナー支援事業助成事務など ・審査請求については0件
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>先ほどの情報公開制度の運用状況について説明のありました、行政文書の開示請求で「存否応答拒否」として決定したことについて、もう少し詳細にご説明いただけますでしょうか。</p>
<p>萱野係長</p>	<p>はい。それでは改めてご説明いたします。</p> <p>今回開示請求をされた方の目的が、富津市観光協会富津支部が納税しているかどうかを知りたいということが目的でした。</p> <p>富津市観光協会富津支部が「人格のない社団等」に分類され、収益事業を行っている場合には、納税義務が発生し確定申告書等の提出義務が発生することになり、収益事業を行っていない場合には申告書の提出義務がないことから、不存在の決定となります。</p> <p>また、確定申告書等の提出があった場合ですが、確定申告書等は、富津市情報公開条例第7条第1項第3号に規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから不開示となります。</p> <p>ここで、不存在又は不開示と決定を行った場合、確定申告書等について、その存否を答えることで納税義務者である事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められたことから、富津市情報公開条例第10条の規定により、存否応答拒否としました。</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>結果として、存否応答拒否としないと富津市観光協会富津支部が法人市民税確定申告を行っているかどうかを請求者に答えてしまい、同時に納税の義務の有無までを答えてしまうことになるため、存否応答</p>

	拒否としたという理解でよろしいですか。
萱野係長	はい。
小川会長職務 代理者	ありがとうございました。他に何か質問等がありますか。
武藤委員	<p>今の結論については納得し、問題はないと思います。</p> <p>しかし、一般的に情報公開制度というものは、開示請求の目的を問わずに文書の内容で開示決定等の判断をするということが前提であり、今の回答では請求目的によって判断を下しているように聞こえ、情報公開制度の本来の趣旨とは少し異なってきてしまうのではないかと思います。</p> <p>請求者の目的が何であれ、不存在又は不開示としてしまうと富津市観光協会富津支部の法人情報を開示してしまうこととなるため、存否応答拒否としたという説明のほうが本来の情報公開制度の趣旨に沿ったものになると思います。</p>
小川会長職務 代理者	<p>私も武藤委員の意見に賛成です。</p> <p>今後の対応の際にご検討いただければと思います。</p> <p>他に何かご意見、質問等がありますか。</p>
武藤委員	報告資料2頁 行政文書開示請求処理簿の整理番号1「決定日」が令和2年6月2日で、「実施日」が令和2年6月3日となっているのは、不存在として決定した日が6月2日で、本人に実際に通知を行った日が6月3日ということではよろしいでしょうか。
榎本主任主事	はい。
武藤委員	また、当該開示請求の対象である内容は市ホームページに公表されているため、行政文書に当たらず不存在の決定をしたということですが、行政文書不存在通知書に不存在とした理由が記載されているのでしょうか。
榎本主任主事	行政文書不存在通知書に不存在の理由も記載してあります。
武藤委員	わかりました。ありがとうございます。

<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>他に何かご意見、質問等がありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>ご意見やご質問がなければ、次に5の報告(2)に入ります。</p> <p>(2) 富津市個人情報保護条例の一部改正等について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>萱野係長</p>	<p>(富津市個人情報保護条例の一部改正等について報告用資料により説明) ※報告資料14頁から16頁までを参照</p> <p>(1 改正の主旨)</p> <p>「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関連する条文を整備するため、令和3年9月富津市議会定例会におきまして、個人情報保護条例の一部改正について提案し、可決されたものでございます。</p> <p>(2 報告の趣旨)</p> <p>本件の報告は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項ではなく、諮問事項ではございませんが、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたらお伺いするものでございます。</p> <p>また、今後予定されている個人情報保護条例の改正予定について、併せて報告するものです。</p> <p>(3 改正の概要)</p> <p>この度の法改正のうち、条例改正に関わる部分は次の3つです。</p> <p>(1) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されること</p> <p>(2) 行政機関相互間の特定個人情報の照会・提供を管理するためのシステムである「情報提供ネットワークシステム」関係事務をデジタル庁が所管すること</p> <p>(3) 整備法により番号利用法第19条に号ずれが生じたこと</p> <p>以上の3つでございます。</p> <p>(4 条例改正の概要)</p> <p>第2条の改正については、整備法により「行政機関の保有する個人</p>

情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることに伴い、「個人識別符号」及び「独立行政法人等」の定義規定で引用する法律の改正をするものがございます。

第35条の改正については、先ほどご説明いたしました、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁になることから「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改正するもの及び整備法により番号利用法第19条に号ずれが生じたことにより、第7号を第8号に、第8号を第9号に改正するものがございます。

ただいまご説明した個人情報保護条例の新旧対照表を17頁から19頁までにお示ししております。

(5 施行の日)

第35条の改正については公布の日とありますが、議会で議決がされ、即日公布をしましたので令和3年9月22日から施行されております。第2条第2号及び第10号の改正については、令和3年5月19日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することになります。

(6 今後の個人情報保護条例の改正予定について)

(1) 土地開発公社の解散に伴う改正については、令和3年9月富津市議会定例会において土地開発公社の解散に係る議案が可決されたことに伴い、令和4年3月富津市議会定例会において、個人情報保護条例上の実施機関から土地開発公社を削る改正を行います。また、情報公開条例についても同様に実施機関から土地開発公社を削る改正を行います。

(2) 個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることに伴う改正については、整備法により個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例の廃止及び開示請求にかかる手数料等を規定する条例を新規制定する予定でございます。その他必要な条例等の整備の内容につきましては、個人情報保護委員会によるガイドラインの公表を待ち、詳細を詰めて参ります。令和5年春に整備法が施行されることから、令和4年10月頃に本審査会へ改正内容等の報告を行い、令和4年12月富津市議会定例会へ提案する予定でございます。

以上で説明を終わります。

<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>ありがとうございました。何かご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>小川会長職務 代理者</p>	<p>ご意見やご質問等がなければ、以上で本日の議事は全て終了しました。ここで議長の任を解かせていただき、事務局にお返しします。</p>
<p>高梨課長</p>	<p>小川委員ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会を終了致します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>